定　　款

株式会社アクシージア

第1章　総則

（商号）

第1条　当会社は、株式会社アクシージアと称し、英文ではAXXZIA Inc.と表示する。

（目的）

第2条　当会社、次の事業を行うことを目的とする。

1、化粧品の研究開発、製造、卸、販売及び輸出入

2、医薬部外品の企画、販売及び輸出入

3、サプリメント、健康食品の企画、開発及び通信販売、店舗販売並びに輸出入

4、美容機器、健康機器の企画、製造、販売及び輸出入

5、化学原料の輸出入及び販売

6、化粧品原料の輸出入

7、通信販売業務

8、日用雑貨品の企画、販売及び輸出入

9、美容業に関するコンサルティング業務

10、前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第4条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1.取締役会

2.監査役

3.監査役会

4.会計監査人

（公告の方法）

第5条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２　やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株式

（発行可能株式総数）

第6条　当会社が発行することができる株式の総数は、91,200,000株とする。

（単元株式数）

第7条　当会社の１単元の株式数は、100株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第 8 条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利

（３）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第11条　当会社は、毎年７月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

２　前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議をもって臨時に基準日を定めることができる。但し、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　株主総会

（招集及び招集権者）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

２　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集する。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

３　株主総会を招集するには、会日より２週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

（議長）

第13条　株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。代表取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により他の取締役が議長となる。取締役全員に事故があるときは、株主総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（電子提供措置等）

第 14 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 15 条　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条　株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2　前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

（株主総会議事録）

第 17 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条　当会社の取締役は 8 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条　当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2　取締役の選任については、累積投票の方法によらない。

（取締役の任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2　補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役を選定する。

2　代表取締役が 1 名のときはその者を社長とし、代表取締役が複数のときは取締役会の決議によりその中から 1 名を社長とする。

3　取締役会は、その決議によって、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議要件）

第 24 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役に対する報酬等）

第 28 条　取締役に対する報酬等及び退職慰労金（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除及び責任限定）

第 29 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を

締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第 30 条　当会社の監査役は 3 名以内とする。

（監査役の選任）

第 31 条　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤監査役）

第 33 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 34 条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査役会規程）

第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役の報酬等）

第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会

の決議によって免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 40 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 41 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 42 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 43 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章　計算

（事業年度）

第 44 条　当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月末日までの年 1 期とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 45 条　当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 46 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

3　前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金及び中間配当金の除斥期間）

第 47 条　期末配当金及び中間配当金が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

2　未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

第８章　附則

（法令の準拠）

第 48 条　本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 49 条　2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

２　本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。